

生駒市省エネ家電買い換え補助金

回覧

【申請期間】令和4年12月15日(木)から令和5年2月28日(火)まで(消印有効)

※12月15日(木)より前は、書類を提出されても一切受付できませんのでご注意ください。

※受付期間内であっても申込が予算枠に達した時点で受付を終了します。なお同日の消印で予算額を上回る複数の申込書を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

【郵送提出先】〒530-8790 大阪市北区梅田1丁目11番4号 大阪駅前第4ビル 12階

日本旅行ビジネスソリューションズ(株)内「生駒市省エネ家電買い換え補助事業」事務局 宛

対象者の条件 以下の(1)～(3)をすべて満たす方。※さきめしいこまキャンペーンとの併用はできません。

- (1)生駒市内に所在する実店舗において、令和4年4月1日から令和5年2月28日までに、本体価格5万円(税込)以上(設置工事費や送料等の設置に関する費用は除く)の補助対象の省エネ家電(下記「対象家電」参照)に買い換え、生駒市内の自宅に設置した個人の方。
- (2)家電リサイクル法に基づき、買い換え前の古い家電を処分した方。
- (3)補助金の申込日において、生駒市に居住している方。

対象家電 新品(未使用品)に限る

◎エアコン(1世帯3台まで) ◎冷蔵庫(1世帯1台まで) ◎テレビ(1世帯2台まで)

いずれも、統一省エネラベル(*)における多段階評価が3つ星以上のもの、目標年度は問いません。

(*)一般財団法人省エネルギーセンターが提供する家電製品の省エネルギー性能に関する表示。

省エネ性能は、購入店舗、メーカー、資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイト

(<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>)等でご確認ください。

補助額 対象製品ごとに購入金額の20%(千円未満切捨て。上限3万円)

※補助金の交付は1世帯につきエアコン・冷蔵庫・テレビの区分でそれぞれ1回限り

※販売店で値引(クーポン割引やポイント利用等)があった場合は、値引後の実支払額(キャッシュレス決済等可)が補助対象経費となります。

※「さきめしいこま」を利用して対象製品を購入した方は、この制度の対象にはなりません。

※古い家電の処分費等その他経費は補助対象経費に含まれません。

提出書類

(1)補助金交付申請書兼請求書

(2)領収書等の写し(レシート可)

※申請者が生駒市内の店舗で対象家電を購入したことが証明できるもので、購入日、購入店舗、製品名、購入金額が記載されたもの。

(3)保証書等の写し ※対象製品の区分、メーカー、型番等が確認できるもの

(4)家電リサイクル券の写し

(5)補助金の振込先口座(申請者と同一名義)がわかるもの(通帳、キャッシュカード等の写し)

(6)マイナンバーカード(氏名・住所の記載部分のみ)、運転免許証等の身分証明書の写し

詳しくはこちら

問い合わせ先コールセンター 06-6131-5789

平日9時～17時/令和4年12月5日～令和5年2月28日(12月29日～1月3日を除く)



受付期間 令和5年3月31日（金）まで

提出先 生駒市役所2階SDGs推進課(23番窓口)へ直接又は郵送でお申し込みください。

※必要書類がすべて揃った時点で受付となります。受付期間内であっても補助金の予算額（1,780万円）に達し次第受付を終了します。事務手続きに関して、第三者の代行が可能です。

補助対象者

■太陽光発電システム

令和4年4月1日以降に電力会社と電力受給契約を行う者で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 市内の自ら所有し又は居住する住宅に補助金の交付対象となる補助対象システムを設置した者
- (2) 建売住宅供給者等から市内にある補助対象システム付住宅を購入し、発電した電力を自らの住戸の部分で使用する者
- (3) 市内の分譲共同住宅に補助対象システムを設置し、発電した電力を共用部分で使用する分譲共同住宅の管理組合の代表者
- (4) 市内の自ら所有する上記(1)から(3)以外の建築物等に補助対象システムを設置した者

■HEMS・家庭用リチウムイオン蓄電システム・V2H

補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅に令和4年4月1日以降に設置した者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象システムを既存又は新築の住宅に設置した者
- (2) 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者

補助対象となるシステムの組み合わせ

パターン1. 太陽光発電システム、HEMS、家庭用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入
補助金額上限 150,000円

パターン2. 太陽光発電システム、HEMS、V2Hの一体的導入 補助金額上限 200,000円

パターン3. 太陽光発電システム、HEMS、家庭用リチウムイオン蓄電システム、V2Hを設置することで、上記1または2のシステムがすべて揃う場合

<個別の補助金額> ・太陽光発電システム 上限 80,000円 ・HEMS 上限 10,000円
・家庭用リチウムイオン蓄電システム 上限 50,000円 ・V2H 100,000円

パターン4. V2Hを単独で設置する場合 100,000円

申請に必要な書類

1. 生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
2. 宣誓書（様式第2号）
3. 補助対象システムの設置に係る工事請負契約書（補助対象システムが設置された新築住宅を購入した場合は、売買契約書）、領収書の写し
4. 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真、資料（カタログ、パンフレット等）
5. 補助対象システム以外のシステムが既に設置されていることが確認できるカラー写真（一体的導入ではない場合）
6. 電力会社との電力受給契約に関する書類の写し（太陽光発電システムのみ）
7. 補助対象システムの保証書又は出荷証明書（HEMS・家庭用リチウムイオン蓄電システム・V2H）

詳細は、市ホームページでご確認ください。

